

○飯塚市障がい当事者団体等活動補助金交付要綱

平成23年4月1日

飯塚市告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、障がい児(者)の社会参加と自立の促進等を図ることを目的とした障がい当事者団体等の活動支援のための補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「障がい当事者団体等」とは、市内在住の障がい児(者)及びその家族で構成する団体で、次に掲げるものをいう。

- (1) 飯塚市身体障害者福祉協会
- (2) 飯塚市手をつなぐ親の会
- (3) 嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第1条に掲げる目的を達成するために行う次の各号に掲げる団体活動事業で、営利を目的としない事業とする。

- (1) 障がい児(者)の社会参加促進を目的として実施する各種スポーツ大会の開催・参加、その他レクリエーション活動等の事業
- (2) 障がい児(者)の自立促進を目的として実施する会員相互の学習会、他の機関との交流、その他会員の能力向上を図る事業

2 障がい当事者団体等は、補助事業等の実施に際しては、障がい児(者)及びその家族へ積極的な周知を図ることとし、十分な補助効果が認められるよう事業の展開に努めなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は対象事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費に限る。)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料に限る。)、使用料及び賃借料並びに負担金とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。)とし、予算の範囲内において市長が別に定める。

(実績報告の提出)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは補助事業が完了した日から起算して1箇月を超えない日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した翌年度の4月30日のいずれか早い日までに規則第13条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(経理書類の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 書類の様式その他の補助の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。